



糸東小だより

やさしく かしく たくましく



4月号 No.1

令和5年4月21日

校長 岩月高峰

ようこそ1年生！ 希望の春！

52名の新1年生を迎えて、創立44周年目の糸魚川東小学校がスタートしました。ご来賓と保護者、2～6年生、教職員が見守る中、すてきな入学式となりました。元気な挨拶をして、交通安全に気を付けて、学校生活を楽しんでほしいと思います。



令和5年度も、よろしくお願いたします。

令和5年度がスタートしました。今年度は、新型コロナウイルス感染症も落ち着き、平穏な4月を迎えております。子どもたちも新しい学年となり、やる気に満ちて輝いています。私たち教職員一同は、子どもたちのやる気(向上心)を大切にしながら、安全で安心な学校となるように今年も励んでまいります。どうぞよろしくお願いたします。

さて、年度初めに「マスク着用の考え方について」お知らせしました。5月8日からは第5類となることも公表されています。しかし、国や県レベルでもまだ一定数の感染者が出ていますし、糸魚川市でも同様です。(右表参照)

学校では、最悪の事態を想定し、そうならないような取組を行いながら各種の教育活動を進めてまいります。運動会の観客制限をなくす、エール交換や競技中の応援を再開する等、様子を見ながら少しずつ緩和していきます。子どもたちの安全と安心を考えながらですので、全国と比べると遅いかもかもしれませんが、ご了承ください。保護者や地域の皆様には、これからもご迷惑やご心配をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

糸魚川市の最近の感染者数の推移

2/24 ~3/ 2	・・・	52人
3/ 3 ~3/ 9	・・・	42人
3/10 ~3/16	・・・	20人
3/17 ~3/23	・・・	50人
3/24 ~3/30	・・・	31人
3/31 ~4/ 6	・・・	27人
4/ 7 ~4/13	・・・	53人

🌸 聞く態度 🌸

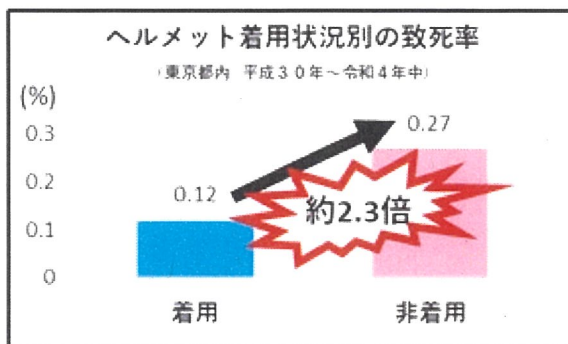
新任式と始業式が終わった時に、新しく来られた先生に聞いてみました。「東小の子らの話の聞き方はどうですか?」、すると、『次元が違います。』との答え。うれしくなりました。話がしっかりと聞ける子どもたち。素晴らしいです。これが糸東小の普通です。



自転車でのヘルメット着用が努力義務化されました

改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化され「自転車を運転するすべての人がヘルメットをかぶることに努めなければならないのはもちろんのこと、同乗する方にもヘルメットをかぶらせるように努めなければならない。また、保護者等の方は、児童や幼児が自転車を運転する際は、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。」となりました。

東京都の集計では、自転車事故で死亡した人の約7割が、頭部に致命傷を負っています。また、ヘルメットの着用状況による致死率では、着用していない場合の致死率は、着用している場合と比較すると約2.3倍も高くなっています。自転車用ヘルメットを着用し、頭部を守ることが重要です。



《4月の最終週》

- 24日(月) 耳鼻科検診 9:30~
- 25日(火) のびのび集会 尿検査
- 26日(水) 朝清掃 家庭訪問(東寺町・南寺町) 下校 13:00
- 27日(木) 家庭訪問(押上・南押上・京ヶ峰) 下校 13:00
- 28日(金) 朝清掃 家庭訪問(寺町・蓮台寺) 下校 13:00



《5月》

- 2日(火) 交通安全教室(1~3年生対象)
- 8日(月) 血液検査(5年・6年一部)
- 9日(火) のびのび集会
- 10日(水) 運動会全体練習①
- 11日(木) 委員会③ PTA執行部、正副部長会議
- 12日(金) 運動会全体練習② 眼科検診
- 16日(火) 運動会全体練習③ 尿検査(二次)
- 18日(木) 運動会全体練習④(予行練習) 委員会④
- 19日(金) 運動会前日準備
- 20日(土) わかくさ大運動会
- 23日(月) 振替休業日
- 24日(水) QU検査
- 26日(金) 歯科検診
- 29日(月) 教育相談(6/2まで)
PTA執行部会・校外指導部会
- 30日(火) 530(ごみゼロ)プロジェクト活動
プール清掃(5・6年)
- 31日(水) 内科検診



の予定

わかくさ大運動会について

今年度も午前だけの※半日日程となります。運動会に向けて、「がんばる」「力を合わせる」「まとめる」などのさまざまな力が養われます。リーダーシップやフォロアースhipが育ちます。今年は、来場者の制限は行いません。金管演奏も実施します。どうぞ、ご来場ください。



※「運動会を1日日程で・・・」という声も届いていますが、学校では最悪の事態を想定して計画しています。大勢での飲食のリスクを回避するため半日日程といたしました。来年度以降は、学校評価等でみなさんの意見とその時の状況を勘案して決定したと考えています。ご了承ください。

~こども課からのお知らせ~

児童虐待に関する園・学校の対応について

児童虐待防止法により、学校や園等は児童虐待の早期発見に努めなければならず、子どもに気になるアザや傷などを確認した場合、教育委員会や児童相談所に連絡することが義務付けられています。保護者の皆様におかれましては、こうした取組にご理解とご協力をお願いいたします。

また、子どもへの関わり方や叱り方が分からないなど、子育てにお悩みの方は、園・学校またはこども課にお気軽にご相談ください。

【子どもに関する相談先】

こども課子ども支援室 552-1511 (代)

上越児童相談所 025-524-3355



登校の様子を見に行くと、いろんな発見があります。遠くから私を見つけてくれる子がいて、手を振ったり地域の人に私のことを教えたりしてくれます。とても助かります。知らない人が見たら、完全に怪しい人ですから。中1の子らも楽しそうに手を振って登校していきます。いいね! (・v・)イネ!!